

豊岡学校給食センター給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、豊岡学校給食センターの給食調理等の業務を委託するにあたり、同業務の委託業者を選定するために本市が実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとするもの（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 業務実施にあたっての基本的事項

学校給食法の目的に沿って、給食調理等の業務実施にあたり、安全・安心でおいしい学校給食を提供すること。

2 業務概要

(1) 業務名

豊岡学校給食センター給食調理等業務委託

(2) 業務内容

業務委託仕様書に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することができる。

(3) 業務期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで。

契約の期間は、地方自治法第 234 条の 3 及び磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 3 号に基づく長期継続契約とする。

(4) 準備期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで。

3 給食室の概要

所 在 地	磐田市下神増 962 番地 6
施 設	面積 1,114 m ² 竣工 平成 11 年 2 月 開始 平成 11 年 4 月
調 理 方 式	ドライ方式
給 食 内 容	小・中学校完全給食(幼稚園1園、こども園1園、小学校2校、中学校1校) 調理は一献立で実施 米飯施設において炊飯、パン及び麺は別途委託
食 器	樹脂製個別食器使用
給 食 日 数	年間約 190 日(年度により変動)
調 理 数	約 1,100 食/日

4 委託料（令和7年9月1日から令和12年7月31日）

本業務に関する委託料は、5年間の合計金額とし、次の提案限度額の範囲内とする。
ただし、提案限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。

提案限度額 266,000千円（税込）

なお、令和7年度分の委託料は次の範囲内とする。

提案限度額 42,504千円（税込）

5 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

6 選定スケジュール

期限等	項 目	備 考
令和7年4月8日（火）	業務説明会及び現場見学会参加申込書提出期限	電子メール ア 業務説明会及び現場見学会参加申込書（様式1）
令和7年4月10日（木）	業務説明会及び現場見学会	
令和7年4月14日（月）	質問提出期限	電子メール
令和7年4月17日（木）	質問回答期限	電子メール
令和7年4月22日（火）	参加表明書提出期限	ア 参加表明書（様式2） イ 会社概要 ウ 業務実績 エ 損害賠償及び責任保険の状況 オ 三者契約先の状況
令和7年4月30日（水）	資格審査結果通知	電子メール
令和7年5月13日（火）	提案書・見積書提出期限	ア 企画提案書（様式自由） イ 見積書（様式3）
令和7年5月13日（火）	辞退届提出期限	電子メールまたは持参
令和7年5月26日（月） ＜予定＞	プレゼンテーション及び ヒアリング	※参加業者数により日時が変更 となる可能性がある
令和7年6月中旬	選定結果通知	

7 参加基準

（1）資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、令和7年5月1日時点において、次の要件を全て満たすものとする。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 21 年磐田市告示第 41 号）又は磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- ③ 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けていないこと。
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 静岡県西部地域内（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町）において、学校給食の調理業務の受託実績を有していること。
- ⑦ 令和 7・8 年度磐田市物品製造等入札参加資格登録業者名簿（073 その他委託 002 給食業務）に登録されていること。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- ⑨ 万一の事故に備えて、損害賠償を確実に履行できる能力があること。
- ⑩ 1施設 1,100 食以上の学校給食調理業務の受託実績があること。
- ⑪ 業務説明会及び現場見学会に出席していること。

（2）応募に関する留意事項

- ① 参加者は、本プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 応募に関して必要な経費は、参加者の負担とする。
- ③ 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- ④ 参加者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属する。ただし、本市が必要と判断した時は、書類の内容を無償で利用できるものとする。
- ⑤ 提出された書類等は、その理由に関わらず返却しない。また、本市が必要と判断した場合、追加書類の提出や記載内容の聞き取りを行うことがある。
- ⑥ 本市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的に使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させること、または、内容を提示することを禁止する。

8 業務説明会・現場見学会

- （1）日 時 令和 7 年 4 月 10 日（木） 14 時 00 分から
- （2）会 場 豊岡学校給食センター
- （3）申込方法 別紙「業務説明会及び現場見学会参加申込書（様式 1）」を令和 7 年 4 月 8 日（火）午後 5 時までに電子メールで学校給食課まで提出すること。

- (4) その他
- ① 資料は説明会当日までに応募した業者に電子メールで送付する。紙での資料が必要な場合は、各自印刷し持参すること。
 - ② 参加人数は1業者につき1名とする。
 - ③ 駐車場所は参加事業者に別途連絡する。
 - ④ 見学については、調理場外からの見学とする。

10 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月14日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メールで下記メールアドレス宛に提出すること。
電話、FAX及び直接来庁による質問には応じない。
E-mail gakkokyusyoku@city.iwata.lg.jp
- (3) 回答 令和7年4月17日(木)午後5時までに、業務説明会及び現場見学会に参加した全ての事業者に電子メールで回答する。

11 参加表明手続き

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。
- ① 参加表明書(様式2)
 - ② 会社概要
会社の沿革、直近1年分の決算状況(財務関係書類添付)、組織表等
 - ③ 業務実績
学校給食における現在の実施状況(具体的な施設名、供給食数、実施期間、ドライ・ウェットの別、アレルギー対応の有無、給食の種類、職員数等)
 - ④ 損害賠償補償及び責任保険の状況
賠償額、保険金額、引受保険会社、保険内容等
 - ⑤ 三者契約先の状況(事故等で運営が困難になった時の保障として)
相手先の会社概要、会社沿革、決算状況(直近1年分)、組織表等
- (2) 提出部数 各1部
※A4版を基本として見出しを付けて、1つの綴りにすること。
- (3) 提出期間
令和7年4月11日(金)午前9時から令和7年4月22日(火)午後5時まで
- (4) 提出場所 磐田市国府台3番地1 磐田市教育委員会 学校給食課
- (5) 提出方法 持参

12 資格審査(企画提案書の提出者の選定)

参加表明時に提出した書類を基に「7(1) 資格要件」を満たしているかを審査するものとする。審査結果は、参加した全ての事業者に電子メール通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

13 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式自由）

ア 経営理念に関すること

- ・ 学校給食に対する基本的な考え方

イ 衛生管理に関すること

- ・ 食中毒事故防止対策
- ・ ノロウィルス対策
- ・ 感染症対策
- ・ 異物混入事故防止対策
- ・ 事故発生後の対応

ウ 従業員に対する教育・研修に関すること

- ・ 従事者に対する教育・研修

エ 業務を受託するにあたっての考え方

- ・ 調理等業務への独自提案
- ・ アレルギー対応への取り組み
- ・ 学校（園）との連携
- ・ 調理員等の具体的な配置
- ・ 従業員採用の考え方や欠員発生時の対応
- ・ 災害発生時の協力体制
- ・ 業務開始までの準備計画

② 動線図、作業工程表

- ・ 参加を希望する施設の動線図、作業工程表をA3サイズで作成し、企画提案書の最後に一緒に綴ること。

③ 見積書（様式3）

- ・ 提案限度額の範囲内で積算根拠を明確にすること。
- ・ 施設毎に作成し、年度毎の内訳も添付すること。

(2) 提出部数

① 企画提案書 15部（正本1部：社名入り 副本14部：社名抜き）

- ・ A4版を基本として、見出しを付け、1つの綴りにすること。
- ・ 部数が増える可能性がある。

② 見積書 1部

(3) 提出期間（予定）

令和7年5月1日（木）午前9時から令和7年5月13日（火）午後5時まで

(4) 提出場所 磐田市国府台3番地1 磐田市教育委員会 学校給食課

(5) 提出方法 持参

14 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 予定日

令和7年5月26日（月） ※時間は後日別途通知する。

(2) 場所

磐田市役所 本庁舎 1 階 第 1 会議室

(3) 出席者

説明者 2 名以内と業務責任者となる予定の者 1 名の計 3 名以内とする。

(4) 持ち時間

プレゼンテーションを 20 分以内、その後、ヒアリング（質疑応答）を 15 分以内とする。

(5) プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めない。

ただし、パワーポイント等の使用のため、編集することは可とする。なお、プレゼンテーションの方法は紙面でも、ビジュアル機材・パソコン等でも可とするが、ビジュアル機材・パソコン等を使用する場合、機材は参加者側で用意するものとする。（プロジェクター及びスクリーンは事務局にて用意する。）

15 辞退の方法

参加表明書の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する事業者は、令和 7 年 5 月 13 日（火）17 時までに、「辞退届（様式 4）」を持参または電子メールにて提出すること。

16 最優秀企画提案者の選定

企画提案書及びプレゼンテーション時の説明・ヒアリング時の質疑応答の内容を審査基準に基づき審査し、各委員の採点により、第 1 位を最も多く獲得した提案者を最優秀企画提案者とする。

第 1 位の獲得数が同数である提案者が複数あった場合は、総合計得点が最も高いものを最優秀企画提案者とする。

さらに、総合計得点が最も高い提案が 2 者以上ある場合は、「17 審査基準 審査項目（4）業務を受託するにあたっての考え方」の得点が多い方を最優秀企画提案者とする。

ただし、総合計得点の 6 割を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として選定しない。

選定結果は、参加したすべての事業者に通知するとともに、磐田市ホームページ上で各提案者の評価項目ごとの評価点数を公表（最優秀企画提案者以外の者については会社名を除く。）する。

17 契約の締結

選定した最優秀企画提案者と仕様書及び契約条件等について協議調整の上、見積り合せを実施し、落札となれば契約を締結する。ただし、最優秀企画提案者と契約が成立しない場合は、順位 2 位以降の事業者と順次見積り合せを実施し、契約締結の交渉を行う。

18 審査基準

審査項目	配点（合計 100 点）
（１）経営理念に関すること	（１０点）
①学校給食に対する基本的な考え方	１０点
（２）衛生管理に関すること	（３５点）
①食中毒事故対策	５点
②ノロウイルス対策	５点
③感染症対策	５点
④異物混入事故対策	１０点
⑤事故発生後の対応	１０点
（３）従業員に対する教育・研修に関すること	（１０点）
①従業員に対する教育・研修	１０点
（４）業務を受託するにあたっての考え方	（４５点）
①調理等業務への独自提案	１０点
②アレルギー対応への取り組み	５点
③学校との連携	１０点
④調理員等の具体的な配置	５点
⑤従業員採用の考え方や欠員発生時の対応	５点
⑥災害発生時の協力体制	５点
⑦業務開始までの準備計画	５点

19 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）資格審査通過者で、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合。
- （２）審査委員又は事務局等関係者に、本プロポーザルに対する助言を求めた場合。
- （３）「７（１）資格要件」を満たしていない場合。
- （４）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （５）募集要領に違反した場合。
- （６）提案に対して談合等、不正行為があった場合。
- （７）その他、審査会が不適格と認めた場合。

20 その他留意事項

- （１）企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- （２）提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- （３）本プロポーザルで提出された書類等は、磐田市情報公開条例に基づき公表することがある。

- (4) 企画提案書、見積書の提出後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 本業務委託について、業務履行期間の年度における歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、市は契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴って発生する損害の賠償は行わない。
- (6) プロポーザルに参加する業者が1者となった場合でも、プロポーザルは実施する。

21 問い合わせ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

磐田市教育委員会事務局 教育部 学校給食課

電 話：0538-37-4780

F A X：0538-37-5015

E-mail：gakkokyusyoku@city.iwata.lg.jp